に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第８改訂版の規則5.8.4.、協定規則第112号改訂版補足第７改訂版の規則5.3.1.2.及び協定規則第113号改訂版補足第６改訂版の規則5.3.2.及び5.4.2.の規定は適用しないものとし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第８改訂版の規則6.、協定規則第112号改訂版補足第７改訂版の規則6.及び協定規則第113号改訂版補足第６改訂版の規則6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足第８改訂版の規則9.3.に定める基準、協定規則第112号改訂版補足第７改訂版の規則10.2.に定める基準及び協定規則第113号改訂版補足第６改訂版の規則9.2.に定める基準に適合すればよいものとする。

２　（略）

（番号灯）

第245条　番号灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第62条の２第１項の告示で定める基準は、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.（6.5.1.を除く。）、7.及び8.のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、交換式電球の受金形状が、ＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第19改訂版の規則7.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第50号補足第19改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとする。

２　（略）

（尾灯）

第246条　尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の３第２項の告示で定める基準は、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.（6.5.1.を除く。）、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準又は別添64「尾灯の技術基準」（2.7.、2.8.、3.4.から3.6.まで、5.1.1.括弧書、5.3.、別紙１ただし書及び別紙２の1.2.1.後段の規定を除く。）に定める基準を準用する。ただし、交換式電球の受金形状が、ＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、別添64「尾灯の技術基準」2.2.の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」とあるのは、「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.9.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と、5.1.1.及び別紙２の2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるの

に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第７改訂版の規則5.8.4.、協定規則第112号改訂版補足第６改訂版の規則5.3.1.2.及び協定規則第113号改訂版補足第６改訂版の規則5.3.2.及び5.4.2.の規定は適用しないものとし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第98号改訂版補足第７改訂版の規則6.、協定規則第112号改訂版補足第６改訂版の規則6.及び協定規則第113号改訂版補足第６改訂版の規則6.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足第７改訂版の規則9.3.に定める基準、協定規則第112号改訂版補足第６改訂版の規則10.2.に定める基準及び協定規則第113号改訂版補足第６改訂版の規則9.2.に定める基準に適合すればよいものとする。

２　（略）

（番号灯）

第245条　番号灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第62条の２第１項の告示で定める基準は、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.（6.5.1.を除く。）、7.及び8.のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、交換式電球の受金形状が、ＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、施行規則第62条の３第１項の規定による認定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第18改訂版の規則7.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第50号補足第18改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとする。

２　（略）

（尾灯）

第246条　尾灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第62条の３第２項の告示で定める基準は、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.（6.5.1.を除く。）、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準又は別添64「尾灯の技術基準」（2.7.、2.8.、3.4.から3.6.まで、5.1.1.括弧書、5.3.、別紙１ただし書及び別紙２の1.2.1.後段の規定を除く。）に定める基準を準用する。ただし、交換式電球の受金形状が、ＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状（定格電球以外の電球を使用する場合にあっては、その他の誤組付防止措置が図られた形状）である場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第18改訂版の規則6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、別添64「尾灯の技術基準」2.2.の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」とあるのは、「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.9.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と、5.1.1.及び別紙２の2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるの